

廃掃法施行規則改正案 環境省



環境省は廃棄物処理法施行規則の改正案を公表しました。
 今回の施行規則改正は、主に第162回国会で成立した廃棄物処理法改正内容にあわせ規定を整備したものです。

改正法で廃棄物処理業・廃棄物処理施設の欠格要件に関する規定が厳格化され、許可業者・施設設置者に欠格要件の届出義務が盛り込まれたことを受け、(1)新たに欠格要件に該当した許可業者・施設設置者の届出事項と届出期日に関する規定を整備するとともに、(2)産廃処理業許可・処理施設設置許可の必要申請書類に、申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書類を追加しました。

また、(3)改正法で産廃運搬・処分受託者にも産廃管理票(マニフェスト)保存義務が課されたことに対応し、保存期間を5年間と定めたほか、(4)10年6月以前に埋立処分が開始された最終処分場のうち、埋立継続中のものについて新たに維持管理積立金制度(注1)の対象に加えることに対応し、規則を整合化しました。

さらに、改正法には関連しませんが、(5)産廃運搬受託者・処分受託者の責任を明確化するため、マニフェスト記載項目に運搬・処分受託者の氏名と名称を追加するとしました。(1)～(5)については17年10月1日の施行を予定しています。

このほかにも、(6)17年4月1日から施行されている産廃処理業者の評価制度で、環境大臣が定める環境マネジメント認証制度の取得が評価要件となっていることを踏まえ、対象となる認証制度の内容を、国際標準化機構(ISO)14001規格と(財)地球環境戦略研究機関によるエコアクション21 - - と規定しました。(6)については18年9月30日までの間適用が猶予されているため、公布日施行としています。

当社では、廃掃法の埋立処理基準の分析業務を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

(注1)埋立を終了した最終処分場の維持管理費用を、埋立期間中に積み立てておく制度。9年の廃棄物処理法改正に盛り込まれました。

資料:2005年6月20日付 EIC ネット

総務箇所 横山美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

